

令和7年3月31日

【照会先】

埼玉労働局雇用環境・均等部 企画課

企画課長 伊部 忠之

課長補佐 大村 玲子

(代表電話) 048(600)6210

報道関係者各位

「令和7年度埼玉労働局労働行政運営方針」の策定について

埼玉労働局(局長 片淵 仁文)は「令和7年度埼玉労働局労働行政運営方針」を策定しました。

埼玉県では、少子化による人口減少や高齢化、さらには東京への人材流出等といった背景から、企業における人手不足への対応が急務となっており、特に人手不足感が深刻化している中小企業における人材確保が課題となっています。

また、引き続き物価が上昇していることなどから、賃上げを起点とした所得や生産性の向上が求められています。

こうした中、企業には、持続的、構造的な賃上げの実現に向けた積極的な対応とともに、多様な人材が安心して働くことのできる環境の整備を図っていくことが求められています。そのため、埼玉労働局では次の項目を柱として、令和7年度の取組を進めます。

- 1 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者の処遇改善等
- 2 人材確保の支援の推進
- 3 リ・スキリング、労働移動の円滑化等の推進
- 4 多様な人材の活躍促進と職場環境改善に向けた取組

「令和7年度埼玉労働局労働行政運営方針」は、埼玉労働局ホームページに掲載しています。

埼玉労働局 > 労働局について > 業務内容

https://jsite.mhlw.go.jp/saitama-roudoukyoku/roudoukyoku/gyoumu_naiyou.html